

公告申請手続きについて

公告申請をする際は、所在が判明している登記関係者（表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人）に対して、特例制度の申請を行うことについて、あらかじめ同意を得てください。

公告申請手続きに必要な書類

1. 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書 ※様式1
2. 申請不動産の登記事項証明書及び公図
3. 申請不動産に関し、地方自治法第260条の38第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
4. 申請者が代表者であることを証する書類
5. 申請要件を疎明するに足りる資料
 - ア. 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
 - イ. 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意志をもって平穩かつ公然と占有していること
 - (1) 10年以上前の当該団体の事業報告書等
 - (2) 公共料金の支払い領収書
 - (3) 閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本（法務局）
 - (4) 旧土地台帳の写し（法務局）
 - (5) 固定資産税の納税証明書（香取市税務課）
 - (6) 固定資産課税台帳の記載事項証明書（香取市税務課）
 - ウ. 当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者が当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人になっていること
 - (7) 認可地縁団体の構成員名簿
 - (8) 墓地の使用者名簿（申請不動産が墓地である場合）
 - エ. 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全部又は一部の所在が知れないこと
 - (9) 登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書類
 - (10) 市長が登記関係者の住民票及び住民票の除票が存在しないことを証明した書面
 - (11) 申請不動産の所在地に係る精通者等が、登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面

※（1）から（6）までの資料提出が困難な場合は、認可地縁団体が申請不動産を所有又は占有していることについて、申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地にかかる地域の実情に精通した者の証言を記載した書面、占有を証する写真、（1）から（6）までの資料入手が困難な理由書を提出すること。

※（７）から（８）までの資料提出が困難な場合は、申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であることについて、申請不動産の所在地に係る精通者の証言を記載した書面と、（７）から（８）までの資料入手が困難な理由書を提出すること。

※（９）から（１１）までの資料については、登記関係者のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないことを疎明できること。

異議申出手続きに必要な書類

（１）異議申出書 ※様式２

（２）添付書類（申出人によって添付書類が違います。次の表を参照してください。）

登記関係者等の別	登記関係者等である旨	申出書に記載された氏名及び住所
表題部所有者又は所有権の登記名義人	登記事項証明書	住民票の写し 戸籍の附票の写し
表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人	登記事項証明書 戸籍謄抄本	
上記以外の所有権を有することを疎明する者	所有権を有することを疎明するに足りる資料	